

マイナ保険証について

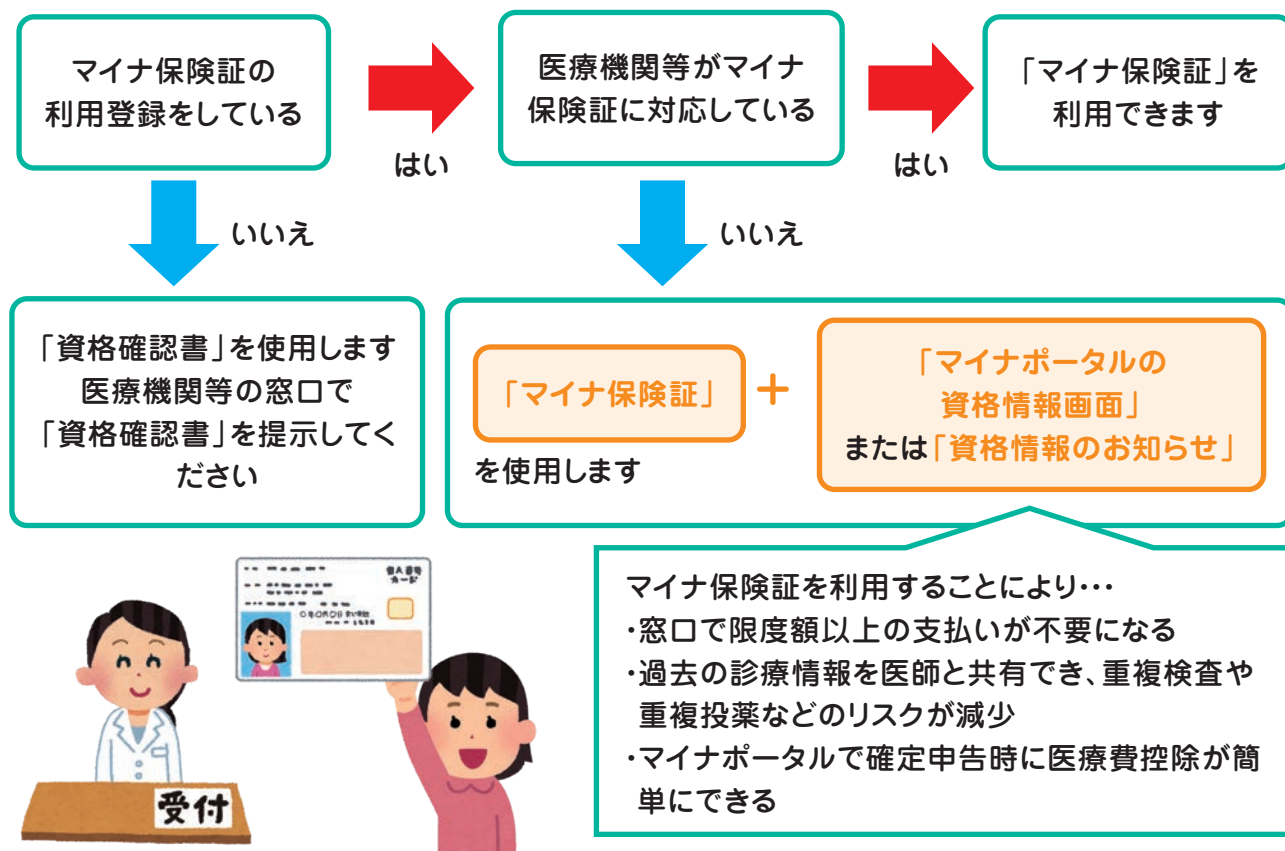
資格係
(082) 513-4957

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

登録にあたっては、以下の手順が必要となります。

- ①マイナンバーカードの申請をする（オンライン・郵送・まちなかの証明写真機）
- ②お住まいの市区町村から交付通知書（はがき）が届いたら、マイナンバーカードを受け取りに行く
- ③マイナンバーカードを健康保険証として登録する（マイナポータル、医療機関・薬局の受付、セブン銀行ATM）

医療機関等で保険診療を受ける際の手続き



資格情報のお知らせについて

「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員又は被扶養者であることを確認できるように加入手続きが完了した方全員に、送付しています。右下の点線に沿って切り取ってカードサイズにして保管できます。

資格確認書について

マイナ保険証を利用できない方が、医療機関等を受診する際に、加入する公的医療保険の資格を証明するものです。マイナ保険証を利用できない状況にある方は、理由を記入した上で資格確認書交付申請書（§ 08-010）を提出してください。

福利厚生事務の手引をHPに掲載しておりますので併せてご覧ください。